

日本一般臨床医矯正研究会 認定制度規則

第1章 総則

- 第1条 1 日本一般臨床医矯正研究会（以下、本会という）は、国民の健康に直結する
（目的） 噛み合わせを確立し、健康の確立・増進に寄与するため本規則の定めるところにより、「認定医」としての認定制度を設ける。
- 2 認定医は、歯科医師の有資格者に対して付与するものとする。
- 第2条 1 本会は次の各号 二種類の認定医を、それぞれ認定する。
（認定医）
- (1) 乳児期から幼児期、学童期、そして永久歯列発育期までの非抜歯に向けての咬合誘導の理論を活かし、上下顎それぞれのルティーンコースを不正咬合の予防として理解し、3D装置を適正に使いこなしている者を『子どもの歯並び予防矯正認定医』として認定する。
- (2) 永久歯列の症例、臼歯垂直咬合と舌と酸素の理論を理解し、ポールスプリントと3D装置を適正に使いこなして、不定愁訴のない歯列を確立する矯正を実践している者を『健康のための永久歯列矯正認定医』として認定する。
- 第3条 1 認定医は、本会指定の講習会（旧・3日間コースか4日間コース及び3Dタイポドントコース、フィニッシングコース）を受講終了したもので、コースの理論を理解習得し、3D各装置を使いこなし、本会の活動・事業に対する十分な学識と経験を有する者の中より、本規則の定める手続きに従い、認定される。

第2章 認定医の資格

- 第4条 1 認定医の資格を得ようとするものは、本規則第3章に規定する認定委員会に、必要書類等をもって申請し、審査に合格し常任理事会において承認されなければならない。
- 2 認定医の審査を申請する者は、次の各項目の要件を全て満たしていなければならない。
- (イ) 認定医申請時において、5年以上引き続き本会の会員歴を有する者
- (ロ) 2006年以降の3Dタイポドント実習コース及び2002年以降のフィニッシングコースを受講終了した者（再受講者も含む）
- (ハ) 4日間コース（旧・3日間コースを含む）とアドバンスコースを受講している者
- (ニ) 2000年以降の4日間コースかアドバンスコースを再受講している

者 または、認定医セミナーを受講終了した者

注：認定医セミナーは、A・B 二種類のコースがあり、両方の認定医を申請する場合は、二種類の認定医セミナーを受けなければならない。

また、アドバンスコースの再受講者は、2日間で両コースの内容を受けるので、両方の認定医の申請ができる。

(ホ) 第6章に定める各ポイントの合計が30ポイント以上を達成している者。

3 症例の提出

(イ) A・B共、各3例の症例を提出し、合格した者。

(ロ) 症例提出の方法は別に定める。

第3章 認定委員会

第5条 認定医の審査と本認定制度の運用を適正に行うために本会の中に認定委員会を置く。

第6条 認定委員会は、本規則第1章の目的達成に必要な諸事項について審議する。

第7条 認定委員会の委員長は、認定医の資格を有する者のうちより、常任理事会の承認を経て会長が任命する。

2 認定委員会の委員は、委員長が推薦し、会長が任命する。

3 委員の任期は原則として3年とし、再任を妨げない。

第8条 認定委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、審査及びその他の議事については出席委員の過半数をもって決し、同数の場合は会長の決すところとする。

第4章 資格申請及び登録

第9条 認定医の資格を得ようとするものは、別に定める申請書類に認定申請料を添えて事務局に提出しなければならない。

2 認定委員会において審議に合格した者は、登録料を添えて登録申請を行わなければならない。

3 本会は前項の申請に基づき登録を行い、認定医資格証を交付するとともに理事会及び総会にて報告し、本会ホームページに掲載する。

第5章 資格の更新

第10条 認定医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第11条 認定医の資格更新についての条件は40ポイントを必要とする。

第6章 ポイントの種類とポイント数

認定医の申請に必要なポイントの種類とポイント数については、下記のとおりとする。

- ① 総会・例会への出席・・・5ポイント
- ② 総会・例会での会員発表・・・3ポイント
- ③ 総会・例会での展示発表・・・2ポイント(1症例につき)
- ④ 会誌への投稿・・・3ポイント
- ⑤ 認定医セミナー・・・1日2ポイント
- ⑥ 下記コースの再受講・・・1日2ポイント
 - ・4日間コース
 - ・アドバンスコース
- ⑦ 下記コースの再受講・・・1日3ポイント
 - ・3Dタイポドントコース
 - ・フィニッシングコース
- ⑧ 認定医取得者のための特別セミナー・・・5ポイント

第7章 資格の喪失

第12条 認定医は、次の各号の一に該当するとき、認定委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出た時
- (2) 本会の会員資格を喪失したとき
- (3) 認定医の資格更新の手続きを行わなかったとき
- (4) 認定委員会が、認定医として不相当と認めたとき
- (5) 更新の時、更新条件を満たしていないとき

第13条 認定医の資格を喪失した場合であっても、資格喪失理由が消滅したときは、再びその資格を申請することができるものとする。

第8章 補則

第14条 認定委員会の決定に関し、異議のあるものは会長に申し立てることができる。

第15条 この規則の改正については、認定委員会で発議し、常任理事会で決定する。

附則 1. 本規則は平成25年4月4日から施行

暫定措置

第1条 暫定措置の期間においては、以下の各条を満たす者に限り、本会に認定医の資格を申請することができる。

第2条 暫定期間中における認定医の資格を有する者は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 日本一般臨床医矯正研究会の会員で会員歴5年以上を経過している者。
- (2) 会費を完納していること。
- (3) 本規則の第2章第4条2号の条件を既に満たしている者((ホ)の項目を除く)。
- (4) 認定委員会での特別条件をクリアした者。
- (5) 認定委員会で審査を行い、常任理事会で承認された者。

第3条 この暫定措置は、本制度発足・平成25年度から3年間に限り運用される。